

(設置)

第1条 町民に憩いと、地域コミュニティ醸成の場及び観光振興に寄与するため、与那原町立軽便与那原駅舎展示資料館前広場(以下「広場」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 広場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
与那原町立軽便与那原駅舎展示資料館前広場	与那原町字与那原3148番地の1

(行為の制限)

第3条 広場において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。

- (1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しのために広場の全部又は一部を独占して利用すること。

2 前項の許可を受けようとする者は、別に定める規則に基づいて、申請書を町長に提出しなければならない。

3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を町長に提出してその許可を受けなければならない。

4 町長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の広場の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は前項の許可をすることができる。

5 町長は、第1項又は第3項の許可に広場の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(行為の禁止)

第4条 広場においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 広場を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 貼紙等又は広告を表示すること。
- (5) 広場をその用途外に使用すること。
- (6) 近隣住民への迷惑行為と認められること。
- (7) その他管理上支障があると認められること。

(利用の禁止又は制限)

第5条 町長は、広場の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合又は広場に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、広場を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて広場の利用を禁止し、又は制限することができる。

(指定管理者による管理)

第6条 町長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって町長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、広場の管理に関する業務のうち、次に掲げる業務を行わせることができる。

- (1) 広場の維持管理に関する業務
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める業務

(指定管理者の指定の手続)

第7条 指定管理者の指定の手続については、与那原町公の施設の管理に関する基本条例(平成18年与那原町条例第3号)の定めるところによる。

(利用料)

第8条 第6条の規定により町長が指定管理者に管理業務を行わせる場合、指定管理者は町長と協議の上、広場の利用について利用料を定めることができる。

2 前項の規定により定めた利用料は、指定管理者の収入とする。

(損害賠償等)

第9条 利用の許可を受けた者は、施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、直ちに原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。ただし、町長は相当の理由があると認めるときは、その賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。